全

団

体

連

絡

協

議

加

盟

4

体

紹

介

2

016年9月

現在

10

薬害

12団体)

公益財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター)http://www008.upp.so-net.ne.jp/ishizue/

サリドマイド剤は鎮静・催眠剤として1950年代末~60年代初めに40カ国以上で販売され、その催奇形性により手足や耳な どに障害を持った被害児が数千名生まれました。日本では回収が遅れた上、胃腸薬にも配合され「妊婦にも安全」と宣伝し販売さ れました。10年におよぶ裁判を経て、1974年に和解。現在は被害者福祉のほか、サリドマイド復活による新たな被害防止をはじ めとする薬害防止等に関する事業に取り組んでいます。被害者数309名。

〒153-0063 目黒区目黒1-9-19 tel 03-5437-5491 fax 03-5437-5492

大阪HIV薬害訴訟原告団 東京HIV訴訟原告団

米国売血由来非加熱血液製剤を使用していた日本の血友病患者等約5千人は次々とHIV (エイズウイルス)に感染し、感 染者約1,500人のうち699名(2016.6.19.現在)が死亡した。生存被害者も重複感染したC型肝炎を抱え厳しい闘病 を余儀なくされている。国は当時安全な国内血漿の利用や加熱製剤の早期導入を行わず被害を放置。1989年5月に大 阪10月に東京で国、企業に対して提訴。1996年3月和解成立。2011年5月提訴者全員の和解成立。

大 阪:〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-13 三共ビル梅新10階 開成法律事務所内 tel 06-6364-4114 fax 06-6364-4115 東 京:〒162-0814 新宿区新小川町9-23 新小川町ピル5F はばたき福祉事業団内 tel 03-5228-1200 fax 03-5227-7126

薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議 http://www.cjdnet.jp

薬害ヤコブ病は、脳外科手術の際に移植されたヒト死体由来の乾燥硬膜が原因で起こりました。ヤコブ病は、治療法もなく、 発症すると植物状態となり、数ヶ月から数年で死に至る悲惨な病気で、この薬害は「HIV薬害」と全く同じ構造で繰り返され ました。家族の悲しみ、無念さは言葉では言い表せません。2002.3.25に和解・確認書締結。2016.5.9現在、提訴数135名、 うち和解数131名で、最長潜伏期間約31年、厚労省把握患者総数は、151名と増加を続けています。

〒171-0022 豊島区西池袋1-17-10 エキニア池袋6階 城北法律事務所内 tel 03-6380-1644 fax 03-3352-9476

スモンの会全国連絡協議会 / NPO法人京都スモンの会

スモンは、整腸剤キノホルムによる薬害。医師の投薬や市販薬によって多くの被害を受けました。死亡、失明、歩行障害、自律 神経失調、全身に障害が及んでいます。被害者12,000人。10数年にわたる裁判闘争の結果、11地裁での勝訴判決を経て、 「確認書」による和解。薬事法の改正と医薬品副作用被害救済基金法を制定させる。現在も薬害根絶と被害者対策としての 恒久対策を求めて被害者が団結して奮闘中。

スモンの会全国連絡協議会: 〒160-0022 新宿区新宿2-1-3 - 1001 tel 03-3357-6977 fax 03-3352-9476 NPO法人 京都スモンの会: 〒604-8227 京都市中京区西洞院蛸薬師下ル 古西町440-103 tel/fax 075-256-2410

MMR (新三種混合ワクチン)被害児を救援する会 注: M(はしか) M(おたふくかぜ) R(風しん) http://www.ne.jp/asahi/kr/hr/mmr/

89年4月導入のMMRワクチンは、被告らの薬事法違反と中止判断の誤りから、180万人接種で約2千人に被害を及ぼし、 3家族が提訴。06年4月大阪高裁判決までに被告国・(財)阪大微生物病研究会の責任は確定したが、国は「判決は受入れ 難い」とし、謝罪を拒否、賠償も全額企業に押し付けた。国と旧予研の情報共有と迅速な対応、MMRの中止判断に係る 2次感染、審議会関係者の中止反対など今なお検証を要する課題が多い。

〒611-0021 宇治市宇治蔭山68-37栗原方 tel/fax 0774-21-4533

薬害筋短縮症の会 http://www015.upp.so-net.ne.jp/kintan/

筋短縮症は1973年に自主検診医師団により社会問題化される10年前に、医療制度の運用に基づく風邪・発熱の症状に対 して不必要な薬剤注射が打たれ、全国的に発生しました。この結果正常な身体で生まれた子供が成長すると共に、手足の障 害のみでなく、精神的な苦痛を受ける事となりました。各地の裁判で原因究明も終わり和解しましたが、我々被害者は会を 継続し被害者対策と医療・薬害の被害者を出させない運動を続けていきます。

〒611-0031 宇治市広野町丸山55-14 岸労務事務所 fax 0774-44-7258 E-mail ktatsuki@cb3.so-net.ne.jp

陣痛促進剤による被害を考える会 http://hkr.o.oo7.jp/higai/

出産時に陣痛の誘発や促進をする「陣痛促進剤(子宮収縮薬)」の乱用による重篤な副作用(過強陣痛、子宮破裂、頚管裂傷、 羊水塞栓等)で、胎児仮死や脳性麻痺、母児の死亡があとを絶たない。25年にわたる厚労省交渉の結果、薬の添付文書は、 本年6月も含め、再三改訂されたが、欧米では古くから副作用として注意喚起されている「脳出血」や「胎盤早期剥離」が未だに 記載されない等、まだまだ十分な内容ではなく、産官学の不作為が被害を拡大させている。

〒794-0285 今治市郷六ケ内町2-3-24 tel/fax 0898-34-3140 E-mail a-demoto@amber.plala.or.jp

薬害肝炎全国原告団 http://www.yakugai-hcv.jp/

出産や外科手術時、止血剤としてフィブリノゲン製剤や第9因子製剤(クリスマシンなど)を投与された多くの患者がC型肝 炎ウイルスに感染させられた。02年10月に東京、大阪で提訴後、福岡、名古屋、仙台もあわせた5地裁で国と田辺三菱製 薬(株)等と5年余りの裁判闘争を経て、08年被害者救済法が成立し、国との間で和解。 現在、医薬品行政の第三者監視機 関設置要請、薬害教育及び資料調査、肝炎対策推進協議会を協議中。原告数2,118名(2016.5現在)

〒124-0025 墓飾区西新小岩1-7-9 西新小岩ハイツ506 福地・野田法律事務所 tel 03-5698-8592 fax 03-5698-7512

イレッサ薬害被害者の会 http://i250-higainokai.com/INDEX.html

2002年7月に僅か5ヵ月で迅速承認された抗がん剤イレッサは、販売直後から死亡を含む被害が多発。安全な薬だからと 自宅服用など安易な処方が原因して、発売から3年で650人余の死亡報告。しかし抗がん剤による死亡は仕方ないとされた ことから04年7月、「ガン患者の命の重さを問う」訴訟を提起。6年半をかけた地裁の審判は国と企業の責任を認めるが控 訴され、高裁、最高裁では9年9ヶ月。2013年4月、原告側の逆転敗訴の判決で終結した。

問い合わせ先 tel 048-653-3998 fax 048-651-8043

HPVワクチン薬害訴訟全国原告団

HPVの感染予防目的でサーバリックス('09)、ガーダシル('11)が承認され、2010年から緊急促進事業、2013年からは定期 接種が開始された。しかし、有効性は限定的である一方で、接種対象となった女子中・高校生に全身の疼痛、知覚障害、運動 障害、記憶障害、内分泌障害等の深刻な被害が発生し、定期接種開始2ヶ月で積極推奨が停止されている。2016年7月、全国 4地裁で合計63名の被害者が国と企業を被告とする損害賠償請求の提訴に踏み切った。

〒102-0084 千代田区二番町12-13 セプネスビル3階 樫の木総合法律事務所内 TEL:03-6268-9550